

# 「サプライチェーン脱炭素化支援事業」の 支援対象企業選定に係る募集要項

## 1 事業の目的

脱炭素社会の実現に向け、企業にも対策や取組が求められる中、環境等に配慮した投資である ESG 投資が国際的に広まっています。

他方、国や京都府（以下「府」という。）が行う現行の算定・報告・公表制度で求める温室効果ガス排出量（以下、「排出量」という。）の範囲は、事業者自らの範囲に留まっており、ESG 投資等で求められつつある、各事業者の調達や廃棄、購入や販売などを通じたサプライチェーンにおける排出量の把握、削減への対応は遅れています。

また、ESG 投資の直接的な投資対象とならない非上場企業においては、自らの排出量の把握や削減などを進めるインセンティブが弱く、脱炭素化に向けた対策は必要だと認識する事業者が多いものの、具体的な対策には至っていない状況と言えます。

このような背景を踏まえ、本事業では、サプライチェーンの脱炭素化に取り組もうとする京都府内企業に対して、アドバイザー派遣等により、排出量の算定や SBT<sup>※</sup>に整合した排出量削減目標等の設定支援等を行います。本要項は、府が本事業に参加する京都府内の中小企業（以下、「支援対象企業」という。）を募集及び選定するにあたって、必要な事項を定めるものです。

※ SBT : Science Based Targets の略称。パリ協定が求める水準と整合した 5～15 年先を目標年として企業が設定する、温室効果ガス排出量削減目標のこと。Scope 1 及び 2 を対象とする「中小企業版」と Scope 1～3 を対象とする「通常版」があります。

## 2 募集概要

### (1) 支援対象企業の要件

- ・ 脱炭素化対策に意欲的な京都府内の中小企業<sup>※</sup>
- ・ 府内の上場企業のサプライチェーンに含まれ、当該上場企業（以下、「連携事業者」という。）と一緒に本事業に参加できること
- ・ 「3 応募資格」の要件を満たすこと

※中小企業等経営強化法（平成 11 年法律第 18 号）第 2 条第 1 項に規定する中小企業者に限る

### (2) 支援内容

本事業は、支援対象企業に対し、SBT 等の国際的に認知された認証等に整合した排出量削減目標や再生可能エネルギーの導入計画の策定等を支援します。なお、本事業における支援は、Scope 1 及び Scope 2 を対象としますが、希望があれば支援対象企業 1 社に限り Scope 3 を対象とします。詳細な支援内容は以下の通りです。

なお、本事業の支援対象とする温室効果ガスは、支援対象企業の実態や要望等を踏まえ、適宜、二酸化炭素に限定することができるものとします。

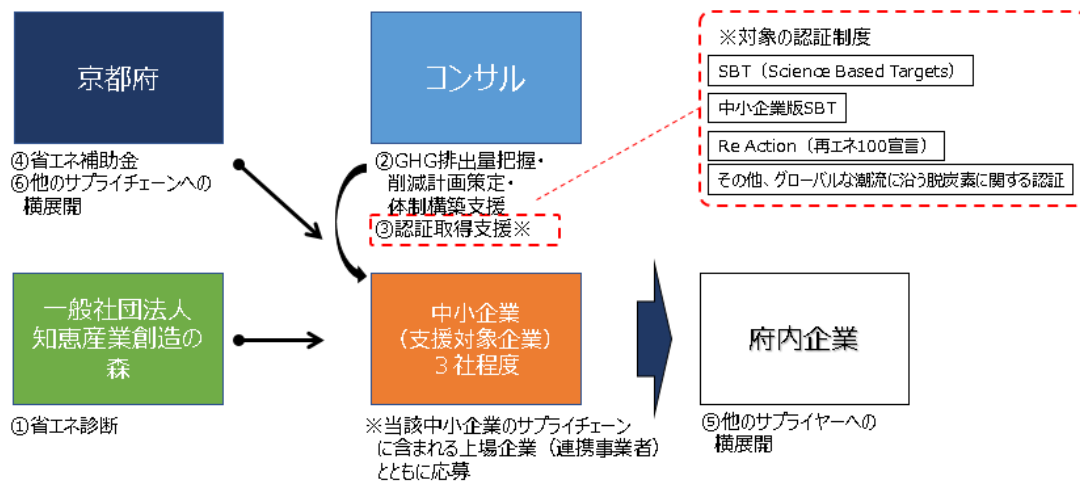
- ① はじめに支援対象企業及び連携事業者に対する事前ミーティングや目標整理等を行います。また、具体的な支援開始後は、必要に応じてミーティングを実施します。なお、各ミーティングは府の担当者が参加する可能性があります。
- ② 連携企業の Scope 3 の状況や削減目標等をヒアリングし、当該企業の Scope 3 における主な排出対象（カテゴリー）を確認します。その上で、当該企業の支援対象企業及びサプライチェーンの脱炭素化を促進するための手法の検討について支援しま

す。

- ③ 中小企業版SBT等の取得に向けた排出量算定・削減計画の策定支援を支援対象企業3社程度に対して行います。上記支援は、Scope 1 及びScope 2 の排出量を基本的な対象とし、Scope 3 については、連携事業者の業種や計画等を踏まえた上で、Scope 3 の概要説明や算定方法等に関する説明を追加的に行うものとし、なお、当該支援対象企業の中小企業版SBT取得等に関する社内調整等は含まれません。
- ④ 支援対象企業が有する建物や未利用地における再エネ導入ニーズを確認し、ポテンシャルを算定します。合わせて、航空写真や再生可能エネルギー情報提供システム (REPOS) 等を活用し、中小企業等への再エネ導入ポテンシャルを簡易に調査するための手法や再エネ導入を検討するために必要な情報を整理します。
- ⑤ 府が一般社団法人知恵産業創造の森に委託実施する省エネ診断事業<sup>※</sup>において、各支援対象企業への省エネ診断を実施します。本事業では、同診断と連携し、製品単位での排出量算定等、サプライチェーンでの排出量の削減を促すための追加的な診断項目の提案や調査等を行います。

※ 令和5年度省エネ・節電・EMS 診断事業 ([https://chiemori.jp/smart/support/y2023/r5\\_ems.html](https://chiemori.jp/smart/support/y2023/r5_ems.html))

#### 【事業概略図】



(3) 支援の進め方・支援スケジュール

支援内容	11月	12月	1月	2月	3月～
支援対象企業及び連携事業者の確定	←→				
事業説明、事前ミーティング		●			
支援対象企業の排出量データ収集		●			
支援対象企業の排出量算定 SBT等に整合する目標の設定			●		
省エネ診断・現地調査 ※現地は主要な事業所を想定			←→		
SBT等に整合する排出削減計画策定・ SBT等への申請支援（必要な場合のみ）				←→	

(4) 募集期間・募集スケジュール

応募書類受付期間	令和5年11月14日（火）～12月20日（水）
質問受付期間	令和5年11月14日（火）～12月14日（木）
事業実施者の審査	令和5年12月22日（金）
事業実施者の決定	令和5年12月25日（月）（予定）

(5) 実施期間

支援対象企業選定日～令和6年3月15日（金）

(6) 支援対象企業数

「2（1）支援対象企業の要件」を満たす3社程度を想定

### 3 応募資格

本事業への応募者は、次に掲げる要件を全て満たす事業者とします。

- (1) 府内に本社を有すること。
- (2) 本事業の実施にあたり、経営層の理解を含む、社内での協力体制を有すること。
- (3) 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者でないこと。
- (4) 次に掲げるものを滞納していないこと。
  - ア 所得税又は法人税、消費税及び地方消費税
  - イ 府税
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てをした者にあつては更生計画の認可がなされていない者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始を申立てした者にあつては再生計画の認可がなされていない者でないこと。
- (6) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）のほか、次のいずれにも該当しない者であること。
  - ア 法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）
  - イ 法人の役員若しくはその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外のものが暴力団員である者又は暴力団員がその経営に関与している者
  - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団の利用等をしている者

- エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等、直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- カ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- キ 暴力団及びアからカまでに定める者の依頼を受けて本事業に参加しようとする者

#### 4 応募手続等

##### (1) 応募書類

本事業への応募者は、次の書類のうちアからイの資料を提出してください。イについては、本事業で応募者が連携する連携事業者にて作成を求め、提出してください。

ア 応募申請書（様式1）

イ 同意書（様式2）

##### (2) 提出方法

応募書類は、[datsutanso@pref.kyoto.lg.jp](mailto:datsutanso@pref.kyoto.lg.jp)までメールで提出してください。

##### (3) 受付期間

令和5年11月14日（火）から12月20日（水）午後5時まで

#### 5 質問の受付

本事業に係る応募に関する質問は、次のとおり電子メールで提出してください。その他、不明な点がある場合は、(3)の窓口までお問合わせください。

##### (1) 受付期間

令和5年11月14日（火）から12月14日（木）午後5時まで

##### (2) 提出方法

件名は、「サプライチェーン脱炭素化支援事業質疑(会社名記載)」とし、質問内容は、添付ファイル（A4用紙、様式は自由）により送信してください。

##### (3) 提出場所

京都府総合政策環境部脱炭素社会推進課 担当 興津 宛て

メール：datsutanso@pref.kyoto.lg.jp

電話番号：075-414-4830

##### (4) 回答方法

質問に対する回答は、令和5年12月18日（月）までに以下の府ホームページに掲示し、個別の回答は行いません。

○府ホームページ(<https://www.pref.kyoto.jp/tikyu/news/sply2023.html>)

#### 6 支援対象企業の選定、結果の公表

##### (1) 応募者の評価基準等

下記に示す評価基準に基づいて、必要に応じて有識者等の意見を踏まえ、府が評価・選定します。なお、必要に応じて、応募書類等の内容について、電話にてヒアリングを実施する場合がございます。

##### (2) 選定結果の通知及び公表等

応募者の選定結果は、応募書類に記載の連絡先へメールで通知します。また、支援対象事業については、事前確認・調整の上、5(4)に記載の府ホームページにて公表を行います。

## 評価基準

<b>【実施体制】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ サプライチェーン（Scope 3）の排出削減に向けた連携事業者との連携体制</li><li>・ 社内における脱炭素化に向けた取組の推進体制</li></ul>
<b>【取組意思】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 排出量削減に向けた取組や SBT 等の国際的に認知された認証等の取得の意欲</li></ul>
<b>【波及性】</b> <ul style="list-style-type: none"><li>・ 自社の排出量、排出量削減目標、削減計画、社内の推進体制、SBT 取得までのプロセス等の公表範囲</li></ul>

## 7 留意事項

- (1) 算定支援に関する活動費用（交通費等）は、支援対象企業及び連携事業者が当該費用について負担すること。
- (2) 本事業において、府及び本事業を委託実施するコンサルティング会社（以下、「コンサル会社」という。）に提供された企業情報及び個人情報については、本事業の遂行に必要とされる範囲に限り、府及びコンサル会社が使用することに同意すること。
- (3) 本事業において、支援対象企業及び連携事業者に関して知り得た情報について、本事業の実施期間及び終了後を問わず、第三者に開示・漏えいしてはならない。ただし、当該事業者から事前に承諾を得た場合は、この限りでない。
- (4) 本事業において、疑義等が生じた場合は、府と協議のうえ、決定すること。